



Success in Shigoto
ESUHAI

商号 ESUHAI Co., Ltd
 設立 2006年6月9日
 登記番号 ホーチミン市計画投資局認可4102040083
 資本金 20,000,000,000 VND
 従業員数 290名(うち日本人25名)
 事業内容 ▶ベトナム人材教育・研修 ▶ベトナム技能実習生派遣
 ▶ベトナム技術者育成・紹介 ▶ベトナム人財紹介
 ▶ベトナム進出総合サポート
 日本国内 日本連絡事務所

<http://www.jp.esuhai.com>

KAIZEN YOSHIDA SCHOOL
General Education for Japanese Business

商号 KAIZEN日本語学校
 設立 2006年8月8日
 所在地 40/12 - 40/14 Ap Bac St., Ward 13, Tan Binh District, Hochiminh city, Vietnam
 在籍者 約4,020名(2019年現在)
 教師 107名(うち日本人教員15名)
 拠点 ベトナム国内全15箇所(中・南部中心)

<http://www.kaizen.vn>

ESUHAI 6つの事業

ベトナム人財 教育・研修

Education and Training for Vietnamese Human Resources

1

ベトナム人材の日本企業配属前の教育

【2008/5/14教育免許取得】

コース: **技能実習生コース、技術者コース**

ベトナム技能実習生派遣

Sending Vietnamese Technical Intern Trainees

2

日本国内への技能実習生の派遣

【2008/9/22海外派遣免許取得】

対応職種: **製造業を中心とした全職種**

ベトナム技術者育成・紹介

Education and Recruitment of Vietnamese Engineers

3

日本国内企業への高度人材の紹介

【2009年12月事業開始】

対象企業: **中小企業を中心とし、大手にも対応**

ベトナム人特定技能人財紹介

Referral of Vietnamese Specified Skilled Workers to Japan

4

新・在留資格「特定技能」日本国内企業へ特定技能人材の紹介(準備中)

【2019/4/1 制度開始】

対応職種: **製造業を中心とした全職種**

ベトナム人留学生紹介

Referral of Vietnamese Students to Japan for Studying Abroad

5

日本国内日本語学校への人材の紹介

【2014/12/27留学事業免許取得】

学生の進路: **日本語学校卒業後、進学もしくは就職**

ベトナム国内人財紹介

Vietnam Human Resources Recruitment

6

ベトナム日系企業への高度人材の紹介

【2009/10/12ベトナム国内人財紹介免許取得】

紹介対象人材: **当校卒業生の帰国技能実習生、工場長等トップマネジメントやその他管理職人材**

1・ベトナム人財 教育・研修

指導項目	内容	ODEN授業(お「伝」)
仕事の日本語教育 ◆日本で受け入れ企業に貢献でき、仕事と生活ができる基本的な日本語力を養う	① 日本語教材での日本語 ◆日本の現場で使う日本語を中心 ② 専門用語など ◆労働安全 ◆各職種ごと専門用語など	人生と仕事の原理・原則を学ぶ授業 ◆日本へ行く目的や実習終了後のキャリア設定方法 ◆なぜ働くのか、どのように働くか ◆人として成長する人生の段階とは ◆長期的視点と信頼 ◆家族、思いやり、幸せ etc...
ビジネスマナー教育 ◆日本企業で自分を成長させ、信頼を得るためには「どう考え、どう働くべきか」を含めたマナー教育	◆あいさつ、お辞儀、身だしなみ ◆毎日の掃除、5S実践 ◆返事、相づち、言い訳禁止 ◆時間厳守など、39項目を卒業までに学習	
キャリア・マインド教育 ◆仕事と人生の目標意識・社会人意識	ODEN授業 日本語教育とは別に、校長・ODEN部教員による意識教育	



Head office
 40/12 - 40/14 Ap Bac Street, Ward 13, Tan Binh District, HCM City, Vietnam
 tel (028) 62 666 222 fax (028) 62 886 383 email contact@esuhai.com

Japan office
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-16アルテ大手町ビル8階
 tel 03-5577-3268 fax 03-3518-9093 email infojapan@esuhai.com

2・ベトナム技能実習生派遣

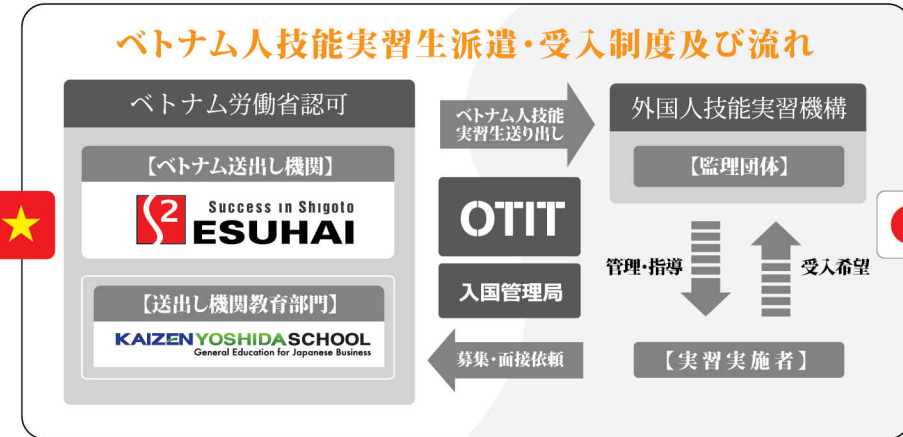
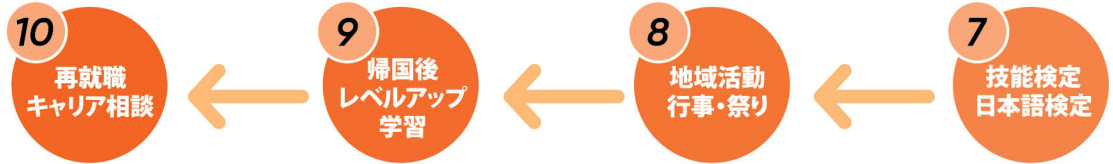


代表レロンソン

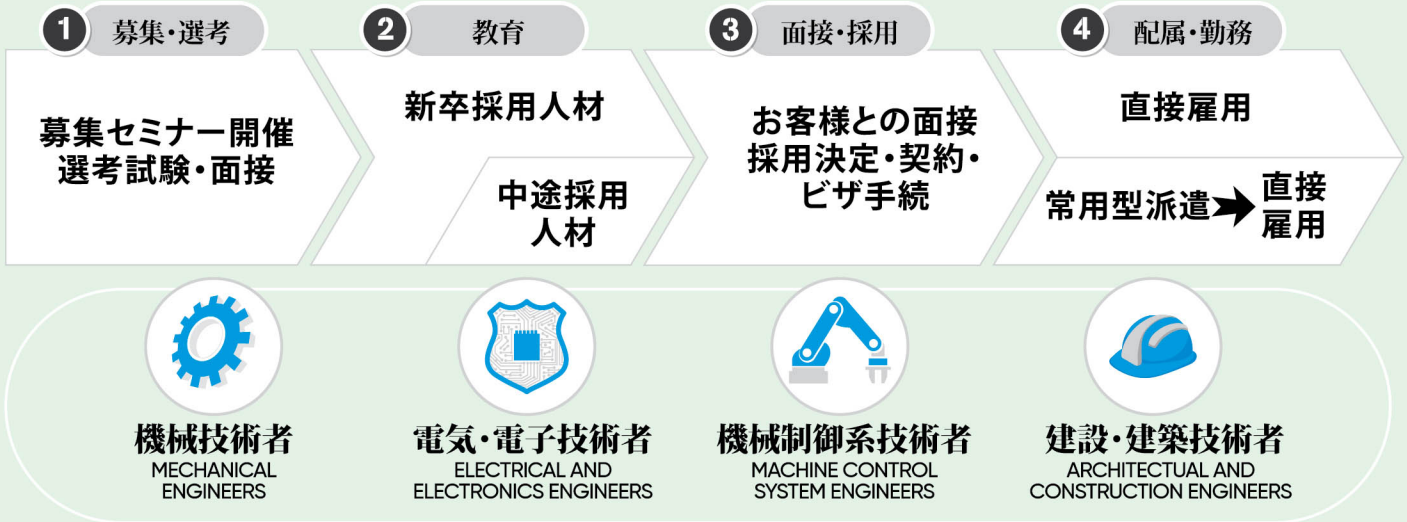
日本国会より参考人として招致

外国人技能実習制度の改正審議が行われた2016年11月10日の参議院法務委員会、および新在留資格「特定技能」入管法改正審議が行われた2018年11月22日の衆議院法務委員会に、参考人として意見陳述および質疑を行いました。その後、外国人技能実習法は2016年11月28日に公布され、特定技能に関しては、2018年12月8日に改正出入国管理法が成立しました。

2015年12月、ベトナム海外労働者派遣協会(VAMAS)により最優良派遣機関(五つ星)の認定をいただいております。



3・ベトナム技術者育成・紹介



4・ベトナム人特定技能人財紹介

2019年7月1日、日本とベトナムにおいて『日本国法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁とベトナム国労働・傷病兵・社会問題省との間の在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の適正な運用のための基本的枠組みに関する協力覚書』が締結されました。ベトナム政府から正式な発表および許可があり次第、14分野における送り出しを即時開始して参ります。

※14分野:介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

「今後の流れ及び費用について」

当社の人材サービスに関心があり、詳しい説明を希望される場合には、別途お配りする「外国人材活用ニーズ情報提供票」を記入いただき、取引信用金庫にご提出ください。信用中央金庫(信用金庫の中央金融機関)を経由して当社が情報提供票を受領した後、当社から連絡させていただきます。求める人材によって費用は異なりますので、個別に人材活用ニーズを確認させていただいた後、説明させていただきます。なお、技能実習生を活用する場合は契約される監視団体により費用は異なります。

また、職種や事業状況等によって、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

「外国人材活用ニーズ情報提供票」 に関するご留意事項

- 本情報提供票は、信用金庫および信金中央金庫によって、Esuhai Co.,Ltd(「以下「エスハイ」)およびベトナムコンサルティング株式会社(以下「ベトナムコンサルティング」)に回付され、信用金庫および信金中央金庫の目に触れることとなります。
- 本情報提供票をきっかけとした信用金庫取引先のエスハイおよびベトナムコンサルティングが紹介する人材サービスの利用状況については、エスハイおよびベトナムコンサルティングから信用金庫および信金中央金庫に情報還元されます。
- エスハイおよびベトナムコンサルティングが紹介する人材サービスの契約は、契約当事者の判断と責任のもとで行い、人材サービスの内容を含め、信用金庫および信金中央金庫は一切の責任を負いません。